三　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合　十五万円

第三百十四条の二第十項中「」とあるのは、「前年の」を「が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（」に改め、「規定する合計所得金額」の下に「をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ」とあるのは「かつ、前年の」を加える。

第三百十四条の六中「市町村は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「が五十五万円」に改め、同項(ii)中「四十万円」を「五十万円」に、「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

第三百十七条の六第五項第一号中「次項第一号及び第三百二十一条の四第七項」を「以下この節」に改め、同条第九項中「第三百二十一条の四第九項」の下に「及び第三百二十一条の八第四十五項」を加える。

第三百二十一条の八第四十二項を同条第四十六項とし、同条第四十一項の次に次の四項を加える。

42　特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項から第四十四項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第四十四項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市町村民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十四項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第四十四項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により市町村長に提供することにより、行わなければならない。

43　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

44　第四十二項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

45　第四十二項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市町村長に到達したものとみなす。

第四百六十七条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第四百六十八条中「五千六百九十二円」を「六千百二十二円」に改める。

第七百四十七条の三第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　第五十三条第四十六項の規定による同項の申告

二　第七十二条の三十二第一項の規定による同項の申告

三　第七十二条の八十九の二第一項の規定による同項の申告

第七百四十七条の三第一項に次の一号を加える。

七　第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告

第七百六十二条第二号ロ(1)を次のように改める。

(1)　第五十三条第四十六項及び第四十九項、第七十二条の三十二第一項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第九項、第三百二十一条の七の十一並びに第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項の規定

附則第三条の三第一項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第五条から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで並びに附則第四十五条において「前年」という。）」に改め、「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加え、同条第二項、第四項及び第五項中「数を乗じて得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号並びに第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

附則第九条第十七項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

22　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第九条の二の二第一項及び第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

附則第九条の五中「及び第七十二条の八十九」を「、第七十二条の八十九及び第七百四十七条の三第一項第三号」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告に係る第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項前段、第七十二条の八十九の二並びに第七百六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の八十七第一項	第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県（以下この款において「譲渡割課税道府県」という。）の知事	税務署長
第七十二条の八十七第二項及び第三項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段	譲渡割課税道府県の知事	税務署長
第七十二条の八十九の二第一項	第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項
	譲渡割課税道府県の知事	税務署長
	、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項
	）は、前三条	）は、第七十二条の八十七又は第七十二条の八十八第一項若しくは第二項前段